成田から阿見東まで	50	20	—	—	—
成田から稲敷まで	70	50	40	—	—
成田から稲敷東まで	90	80	70	30	—
成田から神崎まで	120	100	90	70	20
成田から下総まで	130	120	120	100	70
大栄からつくば中央まで	10	—	—	—	—
大栄から牛久阿見まで	20	—	—	—	—
大栄から阿見東まで	50	20	—	—	—
大栄から稲敷まで	70	50	40	—	—
大栄から稲敷東まで	90	80	70	30	—
大栄から神崎まで	120	100	90	70	20
大栄から下総まで	130	120	120	100	70

新空港自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新空港からつくば中央まで	10	—	—	—	—
新空港から牛久阿見まで	20	—	—	—	—
新空港から阿見東まで	50	20	—	—	—
新空港から稲敷まで	70	50	40	—	—
新空港から稲敷東まで	90	80	70	30	—
新空港から神崎まで	120	100	90	70	20
新空港から下総まで	130	120	120	100	70

中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B)（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸から日の出まで	190	160	120	90	—
高井戸から青梅まで	100	80	—	—	—
高井戸から入間まで	70	20	—	—	—
高井戸から狭山日高まで	10	—	—	—	—
高井戸から境古河まで	30	—	—	—	—
調布から日の出まで	140	120	90	10	—
調布から青梅まで	50	40	—	—	—
調布から入間まで	20	—	—	—	—
府中スマートから日の出まで	50	10	—	—	—
国立府中から日の出まで	20	—	—	—	—
八王子から日の出まで	190	160	120	90	—
八王子から青梅まで	100	80	—	—	—
八王子から入間まで	70	20	—	—	—
八王子から狭山日高まで	10	—	—	—	—
八王子から境古河まで	30	—	—	—	—
相模湖から日の出まで	40	10	—	—	—

ハ　適用する期間

平成28年４月１日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

１．⑶③のうち、イ及びロ中、

「別表６に掲げる高速道路（Ｅに掲げる高速道路を除く。）」を「別表６に掲げる高速道路（Ｄに掲げる高速道路を除く。）」に改める。

１．⑶③ロのうち、

「対距離制区間、均一制区間の各区間又は別表６に掲げる各高速道路」を「対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間又は別表６に掲げる各高速道路」に改める。

１．⑶④、⑤及び⑥のうち、

「大栄ジャンクション」を「木更津ジャンクション」に、「Ｅに掲げる高速道路の料金の額」を「Ｄに掲げる高速道路の料金の額」に改める。

１．⑶のうち、④イ、⑤イ及び⑥イ中、

「大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東京外環自動車道の通行を除く。」を「大都市近郊区間のみの通行又は区間料金制区間の通行を除く。」に改める。

１．⑶④イの表中、

「均一制区間又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間」を「均一制区間、区間料金制区間又は東京湾アクアライン」に改める。

１．⑶のうち、④ロ㈠、⑤ロ㈠及び⑥ロ㈠中、

「（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）」を削る。

１．⑶⑤イのうち、

「⑤イの表」を「④イの表」に改める。

１．⑶⑥のうち、イ及びロ㈠中、

「別表６のうちＡ、Ｂ、Ｃ（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）若しくはＤに掲げる高速道路」を「別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＣ（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路」に改める。

１．⑶⑥ロ㈠のうち、

「別表６のうちＡ、Ｂ、Ｃ（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）及びＤに掲げる高速道路」を「別表６のうちＡ、Ｂ及びＣ（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路」に改める。

１．⑶⑥ロ㈡のうち、

「別表６のうちＡ、Ｃ（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）若しくはＤに掲げる高速道路」を「別表６のうちＡ若しくはＣ（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路」に、

「別表６のうちＣ（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）又はＥに掲げる高速道路」を「別表６のうちＣ（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）又はＤに掲げる高速道路」に改める。